

○ 尿^し浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件の一部を改正する告示案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第一 環境省関係浄化槽法施行規則(昭和五十九年厚生省令第十七号)第一条の二に規定する放流水の水質の技術上の基準に適合する合併処理浄化槽の構造は、第一号から第三号まで、第六第一号から第五号まで、第七第一号若しくは第二号、第八第一号若しくは第二号、第九第一号若しくは第二号、第十第一号若しくは第二号又は第十一第一号若しくは第二号に該当し、かつ、第四号に定める構造としたものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 嫌気濾^ろ床接触ばつ気方式</p> <p>(一)から(四)までに定める構造の嫌気濾^ろ床槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が五十人以下であるもの。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 接触ばつ気槽</p> <p>前号(二)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(二)(イ)中「沈殿分離槽」を「嫌気濾^ろ床槽」と、「なお、ポンプ等により強制的に移送する場合においては、移送量を調整することができる構造とすること。」を「ただし、ポンプ等により強制的に移送し、かつ、移送量を調整することができる構造に限る。」と読</p>	<p>第一 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)の除去率が六十パーセント以上及び合併処理浄化槽からの放流水のBOD(第四を除き、以下「放流水のBOD」という。)が一リットルにつき九十ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、第四号に定める構造としたものとする。ただし、尿^しと雑排水(工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。)とを合併して処理する方法による場合に限る。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 嫌気濾^ろ床接触ばつ気方式</p> <p>(一)から(四)までに定める構造の嫌気濾^ろ床槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が五十人以下であるもの。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 接触ばつ気槽</p> <p>前号の(二)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の(二)(イ)中「沈殿分離槽」を「嫌気濾^ろ床槽」と、「なお、ポンプ等により強制的に移送する場合においては、移送量を調整することができる構造とすること。」を「ただし、ポンプ等により強制的に移送し、かつ、移送量を調整することができる構造に限る。」と読</p>

み替えるものとする。

(三) 沈殿槽

前号(三)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(三)(ロ)中「沈殿分離槽」を「嫌気濾床槽」と読み替えるものとする。

(四) 消毒槽

第一号(四)に定める構造とすること。

三 脱室濾床接触ばつ気方式

(一)から(四)までに定める構造の脱室濾床槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が五十人以下であるもの。

(一)・(二) (略)

(三) 沈殿槽

第一号(三)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(三)(ロ)中「沈殿分離槽」を「脱室濾床槽」と読み替えるものとする。

(四) 消毒槽

第一号(四)に定める構造とすること。

四 (略)

第二及び第三 削除

」と読み替えるものとする。

(三) 沈殿槽

前号の(三)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の(三)(ロ)中「沈殿分離槽」を「嫌気濾床槽」と読み替えるものとする。

(四) 消毒槽

第一号の(四)に定める構造とすること。

三 脱室濾床接触ばつ気方式

(一)から(四)までに定める構造の脱室濾床槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が五十人以下であるもの。

(一)・(二) (略)

(三) 沈殿槽

第一号の(三)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の(三)(ロ)中「沈殿分離槽」を「脱室濾床槽」と読み替えるものとする。

(四) 消毒槽

第一号の(四)に定める構造とすること。

四 (略)

第二 BODの除去率が七十パーセント以上及び放流水のBODが一リットルにつき六十ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障が

ないものの構造は、第一号から第四号までのいずれかに該当し、かつ、第一第四号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一 回転板接触方式

(一)及び(五)から(七)までに定める構造の沈殿分離槽、回転板接触槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が五十人以上五百人以下であるもの又は(二)及び(三)に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(四)から(七)までに定める構造の流量調整槽、回転板接触槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(八)に定める構造の汚泥濃縮貯留槽（処理対象人員が五百人以上の場合においては、(九)及び(十)に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽）を備えた構造で処理対象人員が百人以上二千人以下であるもの。

- (一) 沈殿分離槽
- (イ) 二室又は三室に区分し、直列に接続すること。
- (ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

$n \leq 100$	$V = 1.5qn$
$101 \leq n \leq 200$	$V = 150q + q(n - 100)$
$n \geq 201$	$V = 250q + 0.5q(n - 200)$

この表において、n、V及びqは、それぞれ次の数値を表すものとする。	n	V	q
処理対象人員(単位 人)	有効容量(単位 立方メートル)	有効容量(単位 立方メートル)	一人当たりの日平均汚水量(単位 立方メートル)
(ハ) 第一室の有効容量は、二室に区分する場合には、沈殿分離槽の有効容量のおおむね三分の二とし、三室に区分する場合には、 おいては、おおむね二分の一とすること。	(ニ) 各室の有効水深は、一・八メートル以上五メートル以下とすること。	(ホ) 第一室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね三分の一から四分の一までの深さとし、沈殿汚泥を攪乱しない構造とすること。	(ヘ) 各室においては、流出管又はバツフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね二分の一から三分の一までの深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。
(ト) ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合には、当該ポンプの一日当たりの送水容量を日平均汚水量のおおむね二・五倍に相当する容量とし、ポンプ升の有効容量は、当該ポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。	(チ) 流入水の流量変動が大きい場合には、流量を調整すること。		

とができる構造とすること。

(二) スクリーン

(イ) 荒目スクリーン（処理対象人員が五百人以下の場合においては、荒目スクリーン及び沈砂槽に代えて、ばつ気型スクリーンを設けることができる。）及び微細目スクリーンをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。

(ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね五十ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。

(ハ) ばつ気型スクリーンは、目幅の有効間隔を三十ミリメートルから五十ミリメートル程度とし、下部に散気装置を設け、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる構造とするほか、除去した汚物等及び砂等を貯留することができる構造とすること。

(ニ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を一ミリメートルから二・五ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とするともに、目幅の有効間隔が五ミリメートル以下のスクリーンを備えた副水路を設けること。

(ホ) 微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破碎装置

と組み合わせること。ただし、処理対象人員が五百人以下の場合においては、この限りでない。

(イ) 破碎装置は、汚物等を有効に破碎することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね二十ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。

(三) 沈砂槽

(イ) 有効容量は、一時間当たりの最大汚水量の六十分の一に相当する容量以上とすること。ただし、ばつ気装置を設ける場合においては、一時間当たりの最大汚水量の六十分の三に相当する容量以上とし、かつ、消泡装置を設けるものとする。

(ロ) 槽の底部は、ホッパー型とし、排砂装置を設けること。

(ハ) 槽の底部から排砂装置により排出された砂等を貯留する排砂槽を設けること。

(四) 流量調整槽

(イ) 流量調整槽から移送する一時間当たりの汚水量は、当該槽に流入する日平均汚水量の二十四分の一の一・五倍以下となる構造とする。

(ロ) 汚水を攪拌かくはんすることができる装置を設けること。

(ハ) 有効水深は、一メートル（処理対象人員が五百人以上の場合においては、一・五メートル）以上とすること。ただし、槽の底部及び上端から五十センチメートルまでの部分を当該有効水深に含めないものとする。

-
- (二) 当該槽において、異常に水位が上昇した場合に、次の槽に有効に汚水を移送することができる構造とすること。
- (ホ) ポンプにより汚水を移送する場合には、二台以上のポンプを設けること。
- (ハ) 当該槽に流入する一日当たりの汚水量を計量し、及び記録することができ装置を設けること。
- (ト) 当該槽から移送する一時間当たりの汚水量を容易に調整し、及び計量することができ装置を設けること。
- (五) 回転板接触槽
- (イ) 三室以上に区分し、汚水が長時間回転板に接触する構造とすること。
- (ロ) 有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあつては日平均汚水量の四分の一に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあつては日平均汚水量の六分の一に相当する容量以上とすること。
- (ハ) 回転板の表面積は、回転板の表面積一平方メートルに対する一日当たりの平均の流入水のBOD（以下「日平均流入水BOD」という。）が十二グラム以下となるようにすること。
- (ニ) 回転板は、その表面積のおおむね四十パーセントが汚水に接触すること。
- (ホ) 回転板は、回転板相互の間隔を二十ミリメートル以上とし、生物膜が付着しやすい構造とすること。
- (ハ) 回転板の円周速度は、一分間につき二十メートル以下とすること。
-

と。

(ト) 槽の壁及び底部は、回転板との間隔を回転板の径のおおむね十パーセントとする等汚泥の堆積が生じ難く、かつ、汚水が回転板に有効に接触する構造とすること。

(チ) 槽には上家等を設け、かつ、通気を十分に行うことができる構造とすること。

(六) 沈殿槽

(イ) 有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあつては日平均汚水量の六分の一に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあつては日平均汚水量の八分の一に相当する容量以上とすること。ただし、処理対象人員が九十人以下の場合にあつては、次の表の計算式によつて計算した容量以上とすること。

$$V=2.3+(15q-2.3)(n-50)/40$$

この表において、n、V及びqは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n | 処理対象人員 (単位 人)

V | 有効容量 (単位 立方メートル)

q | 一人当たりの日平均汚水量 (単位 立方メートル)

(ロ) 槽の水面の面積は、水面積負荷が流量調整槽を設けない場合にあつては八立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあつて

は十二立方メートル（処理対象人員が五百人を超える部分については、十五立方メートル）以下となるようにすること。

(ハ) 越流せきを設けて沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が流量調整槽を設けない場合にあつては三十立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあつては四十五立方メートル（処理対象人員が五百人を超える部分については、五十立方メートル）以下となるようにすること。

(ニ) 有効水深は、処理対象人員が百人以下の場合にあつては一メートル以上、百人以上五百人以下の場合にあつては一・五メートル以上、五百人以上の場合にあつては二メートル以上とする。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの二分の一に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。

(ホ) 槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。

(ヘ) ホッパーは、勾配を水平面に対し六十度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。

(ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。

(チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。

-
- (七) 消毒槽
- 第一第一号の(四)に定める構造とすること。
- (八) 汚泥濃縮貯留槽
- (イ) 汚泥の濃縮により生じた脱離液を流量調整槽へ移送することができる構造とすること。
- (ロ) 有効容量は、流入汚泥量及び濃縮汚泥の搬出計画に見合う容量とし、有効水深は、一・五メートル以上五メートル以下とすること。
- (ハ) 流入管の開口部及び流出管又はバツフルの下端の開口部は、汚泥の固液分離を妨げない構造とすること。
- (ニ) 汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。
- (ホ) 槽内を攪拌かくはんすることができる装置を設けること。
- (九) 汚泥濃縮設備
- 汚泥濃縮設備は、汚泥を濃縮し、脱離液を流量調整槽へ、濃縮汚泥を汚泥貯留槽へそれぞれ移送することができる構造とし、(イ)又は(ロ)によること。
- (イ) 汚泥濃縮槽
- (1) 有効容量は、濃縮汚泥の引抜計画に見合う容量とし、有効水深は、二メートル以上五メートル以下とすること。
- (2) 流入管の開口部及び流出管又はバツフルの下端の開口部は、汚泥の固液分離を妨げない構造とすること。
- (3) 汚泥かきよせ装置を設ける場合にあつては底部の勾配こうばいは百分
-

の五以上とし、当該装置を設けない場合にあつては底部をホッパー型とし、ホッパーの勾配を水平面に対し四十五度以上とする^{こと}。

(ロ) 汚泥濃縮装置

(1) 汚泥を脱離液と濃縮汚泥とに有効に分離することができる^{こと}とする^{こと}。

(2) 濃縮汚泥中の固形物の濃度をおおむね四パーセントに濃縮できる^{こと}とする^{こと}。

(十) 汚泥貯留槽

(イ) 有効容量は、汚泥の搬出計画に見合う容量と^{こと}。

(ロ) 汚泥の搬出を容易に行うことができる^{こと}とする^{こと}。

(ハ) 槽内を攪拌^{かくはん}することができる^{こと}とする^{こと}。

二 接触ばつ気方式

前号に定める合併処理浄化槽の構造で同号の(五)の回転板接触槽を(一)から(九)までに定める構造の接触ばつ気槽に置き換えた構造としたもの^{こと}。

(一) 二室以上に区分し、汚水が長時間接触材に接触する^{こと}とする^{こと}。

(二) 有効容量は、有効容量一立方メートルに対する日平均流入水BODが〇・五キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の五分の二に相当する容量以上とする^{こと}。

(三) 第一室の有効容量は、第一室の有効容量一立方メートルに対する

日平均流入水BODが〇・八キログラム以下となるようにし、かつ、接触ばつ気槽の有効容量の五分の三に相当する容量以上とするこ
と。

(四) 有効水深は、一・五メートル以上五メートル以下とすること。

(五) 有効容量に対する接触材の充填率は、五十五パーセント以上とし、接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等、当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。

(六) 接触材は、生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。

(七) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をリットルにつき一ミリグラム以上に保持し、かつ、空気量を容易に調整することができる構造とすること。

(八) 各室は、生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜き、沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。なお、ポンプ等により強制的に移送する場合においては、移送量を調整することができる構造とすること。

(九) 消泡装置を設けること。

三 散水濾床方式

第一号に定める合併処理浄化槽の構造で同号の(四)の回転板接触槽を(一)から(九)までに定める構造の散水濾床に置き換えた構造としたもの。

-
- (一) 濾材の部分の有効容量は、碎石を用いる場合にあつては濾材一立方メートルに対する日平均流入水BODが〇・七キログラム以下、碎石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積一平方メートルに対する日平均流入水BODが八グラム以下となるようにすること。
- (二) 濾材の部分の深さは、碎石を用いる場合にあつては一・二メートル以上、碎石以外のものを用いる場合にあつては二・五メートル以上とすること。
- (三) 散水量は、碎石を用いる場合にあつては濾床の表面積一平方メートルに対して一日当たり十立方メートル以下、碎石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積一平方メートルに対して一日当たり〇・六立方メートル以上とすること。
- (四) 固定ノズル又は回転散水機(回転散水機の散水口と濾床の表面との間隔を十五センチメートル以上としたものに限る。)によつて濾床の表面に均等に散水することができる構造とすること。
- (五) 濾材受けの下面と槽の底部との間隔は、三十センチメートル以上とし、かつ、槽の底部の勾配は、五十分の一以上とすること。
- (六) 送気及び排気のための通気設備を設けること。
- (七) 濾材には、径が五センチメートル以上七・五センチメートル以下の硬質の碎石又はこれと同等以上に好気性生物膜を生成しやすく、一立方メートル当たりの表面積が八十平方メートル以上、かつ、空隙率が九十パーセント以上であるものを用いること。
-

(八) ポンプ升を有し、当該ポンプ升には、浮遊物によつて閉塞しない構造で、かつ、十分な処理能力を有する散水用ポンプを二台以上設けること。

(九) 分水装置を有し、当該装置は、碎石を用いる場合にあつては日平均汚水量の百パーセントに相当する容量以上、碎石以外のものを用いる場合にあつては濾材の部分の深さが二・五メートルのときに日平均汚水量の二百パーセント以上に相当する容量（濾材の部分の深さが異なる場合においては、当該深さに応じた容量）以上の散水濾床からの流出水をポンプ升へ一日に移送することができる構造とすること。

四 長時間ばつ気方式

(一) 及び(二)に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三)から(六)までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(七)に定める構造の汚泥濃縮貯留槽（処理対象人員が五百人以上の場合においては、(八)及び(九)に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽）を備えた構造で処理対象人員が百一人以上二千人以下であるもの。

(一) スクリーン

(イ) 荒目スクリーンに細目スクリーン、破碎装置又は微細目スクリーンのいずれかをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンにあつては、流量調整槽の次に設けることができる。

(ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね五十ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。

(ハ) 細目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね二十ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。

(ニ) 破碎装置は、汚物等を有効に破碎することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね二十ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。

(ホ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を一ミリメートルから二・五ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とするとともに、目幅の有効間隔がおおむね二十ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。

(ヘ) 微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破碎装置と組み合わせること。

(ト) 処理対象人員が五百人以下の場合においては、(イ)から(ヘ)までにかかわらず、第一号の(二)によることができる。

(二) 沈砂槽

第一号の(三)に定める構造とすること。

(三) 流量調整槽

第一号の(四)に定める構造とすること。

(四) ばつ気槽

(イ) 有効容量は、有効容量一立方メートルに対する日平均流入水BODが〇・三キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の三分の二に相当する容量以上とすること。

(ロ) 有効水深は、一・五メートル（処理対象人員が五百人以上の場合においては、二メートル）以上五メートル以下とすること。ただし、特殊な装置を設けた場合においては、五メートルを超えることができる。

(ハ) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおむね一リットルにつき一ミリグラム以上に保持し、かつ、空気を容易に調整することができる構造とすること。

(ニ) 沈殿槽からの汚泥返送量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。

(五) 消泡装置を設けること。
沈殿槽

(イ) 有効容量は、日平均汚水量の六分の一に相当する容量以上とする。

(ロ) 槽の水面の面積は、水面積負荷が八立方メートル（処理対象人員が五百人を超える部分については、十五立方メートル）以下と

なるようにすること。

(ハ) 越流せきを設けて沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が三十立方メートル（処理対象人員が五百人を超える部分については、五十立方メートル）以下となるようにすること。

(ニ) 有効水深は、一・五メートル（処理対象人員が五百人以上の場合においては、二メートル）以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの二分の一に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。

(ホ) 槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。

(ヘ) ホッパーは、勾配を水平面に対し六十度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。

(ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送するとともに、ばつ気槽へ日平均汚水量の二百パーセント以上に相当する汚泥を一日に移送することができる構造とすること。

(チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。

(六) 消毒槽

第一第一号の(四)に定める構造とすること。

(七) 汚泥濃縮貯留槽

第一号の(八)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、第一号の(八)の(イ)中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。

(八) 汚泥濃縮設備

第一号の(九)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、第一号の(九)中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。

(九) 汚泥貯留槽

第一号の(十)に定める構造とすること。

第三 BODの除去率が八十五パーセント以上及び放流水のBODが一リットルにつき三十ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第五号までのいずれかに該当し、かつ、第一第四号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一 回転板接触方式

第二第一号に定める合併処理浄化槽の構造に準ずるもの、この場合において、同号本文中「百一人以上二千人以下であるもの」を「百一人以上であるもの」と、同号の(五)の(イ)中「十二グラム」を「五グラム」と読み替えるものとする。

二 接触ばつ気方式

第二第二号に定める合併処理浄化槽の構造に準ずるもの。この場合

において、第二第一号本文中「百一人以上二千人以下であるもの」を「百一人以上であるもの」と、第二第二号の(二)中「〇・五キログラム」を「〇・三キログラム」と「五分の二」を「三分の二」と、同号の(三)中「〇・八キログラム」を「〇・五キログラム」と読み替えるものとする。

三 散水濾床方式

第二第三号に定める合併処理浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第二第一号本文中「百一人以上二千人以下であるもの」を「百一人以上であるもの」と、第二第三号の(一)中「〇・七キログラム」を「〇・一キログラム」と、「八グラム」を「三グラム」と読み替えるものとする。

四 長時間ばつ気方式

第二第四号に定める合併処理浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「百一人以上二千人以下であるもの」を「百一人以上五千人以下であるもの」と、同号の(四)の(イ)中「〇・三キログラム」を「〇・二キログラム(処理対象人員が五百人を超える部分については、〇・三キログラム)」と読み替えるものとする。

五 標準活性汚泥方式

(一)及び(二)に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三)から(六)までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(七)及び(八)に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が五千一人以上であるもの。

-
- (一) | スクリーン
第二第四号の(一)に定める構造とすること。
- (二) | 沈砂槽
第二第一号の(三)に定める構造とすること。
- (三) | 流量調整槽
第二第一号の(四)に定める構造とすること。
- (四) | ばつ気槽
第二第四号の(四)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の(四)の(イ)中「〇・三キログラム」を「〇・六キログラム」と、「三分の二」を「三分の一」と、同号の(四)の(ロ)中「一・五メートル（処理対象人員が五百一人以上の場合においては、二メートル）」を「三メートル」と読み替えるものとする。
- (五) | 沈殿槽
第二第四号の(五)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の(五)の(イ)中「六分の一」を「八分の一」と、同号の(五)の(ロ)中「八立方メートル（処理対象人員が五百人を超える部分については、十五立方メートル）」を「十八立方メートル」と、同号の(五)の(ト)中「二百パーセント」を「百パーセント」と読み替えるものとする。
- (六) | 消毒槽
第二第一号の(四)に定める構造とすること。
- (七) | 汚泥濃縮設備
-

第二第一号の(九)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の(九)中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。

(八) 汚泥貯留槽

第二第一号の(十)に定める構造とすること。

第四 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)の除去率が五十五パーセント以上及び尿尿浄化槽からの放流水のBODが一リットルにつき百二十ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、次に定める構造の腐敗室及び消毒室をこの順序に組み合わせた構造で尿尿を単独に処理するものとし、かつ、第一第四号に定める構造としたものとする。この場合において、第一第四号中「合併処理浄化槽」とあるのは「尿尿浄化槽」と読み替えるものとする。

一 腐敗室

腐敗室は、汚水の沈殿分離作用及び消化作用を行う機能を有するものとし、次の(一)又は(二)によること。

(一) (略)

(二) 変形多室型

(イ) (略)

(ロ) 有効容量は、(一)(ロ)に定める数値とすること。

(ハ) (ヘ) (略)

二 消毒室

第四 BODの除去率が五十五パーセント以上及び尿尿浄化槽からの放流水のBODが一リットルにつき百二十ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、次に定める構造の腐敗室及び消毒室をこの順序に組み合わせた構造で尿尿を単独に処理するものとし、かつ、第一第四号に定める構造としたものとする。この場合において、第一第四号中「合併処理浄化槽」とあるのは「尿尿浄化槽」と読み替えるものとする。

一 腐敗室

腐敗室は、汚水の沈殿分離作用及び消化作用を行う機能を有するものとし、次の(一)又は(二)によること。

(一) (略)

(二) 変形多室型

(イ) (略)

(ロ) 有効容量は、(一)(ロ)に定める数値とすること。

(ハ) (ヘ) (略)

二 消毒室

第一第一号(四)に定める構造とすること。

第六 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽に関して、合併処理浄化槽からの放流水のBOD（以下「放流水のBOD」という。）を一リットルにつき二十ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該合併処理浄化槽の構造は、第一号から第五号までのいずれかに該当し、かつ、第一第四号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一 回転板接触方式

(一)及び(五)から(七)までに定める構造の沈殿分離槽、回転板接触槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が五十人以上五百人以下であるもの又は(二)及び(三)に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(四)から(七)までに定める構造の流量調整槽、回転板接触槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(八)に定める構造の汚泥濃縮貯留槽（処理対象人員が五百人以上の場合においては、(九)及び(十)に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽）を備えた構造で処理対象人員が百一人以上であるもの。

(一) 沈殿分離槽

(イ) 二室又は三室に区分し、直列に接続すること。

(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算

第一第一号の(四)に定める構造とすること。

第六 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽に関して、放流水のBODを一リットルにつき二十ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該合併処理浄化槽の構造は、第一号から第五号までのいずれかに該当し、かつ、第一第四号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一 回転板接触方式

第二第一号に定める合併処理浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「百人以上二千人以下であるもの」を「百人以上であるもの」と、同号の(一)の(ロ)中「計算した数値以上」を「計算した数値に一・一を乗じて得た数値以上」と、同号の(四)の(イ)中「二十四分の一の一・五倍」を「二十四分の一の一・一倍」と、同号の(五)の(ハ)中「十二グラム」を「五グラム」と読み替えるものとする。

した数値以上とする)と。

$n \leq 100$	$V = 1.65qn$
$101 \leq n \leq 200$	$V = 165q + 1.1q(n - 100)$
$n \geq 201$	$V = 275q + 0.55q(n - 200)$

この表において、 n 、 V 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。

n | 処理対象人員 (単位 人)

V | 有効容量 (単位 立方メートル)

q | 一人当たりの日平均汚水量 (単位 立方メートル)

- (ハ) 第一室の有効容量は、二室に区分する場合においては、沈殿分離槽の有効容量のおおむね三分の二とし、三室に区分する場合においては、おおむね二分の一とすること。
- (ニ) 各室の有効水深は、一・八メートル以上五メートル以下とする)と。
- (ホ) 第一室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね三分の一から四分の一までの深さとし、沈殿汚泥を攪乱しない構造とすること。
- (ハ) 各室においては、流出管又はバツフルの下端の開口部の位置を

水面から有効水深のおおむね二分の一から三分の一までの深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。

(ト) ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合には、当該ポンプの一日当たりの送水容量を日平均汚水量のおおむね二・五倍に相当する容量とし、ポンプ升の有効容量は、当該ポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。

(チ) 流入水の流量変動が大きい場合においては、流量を調整することが出来る構造とすること。

(二) スクリーン

(イ) 荒目スクリーン（処理対象人員が五百人以下の場合においては、荒目スクリーン及び沈砂槽に代えて、ばつ気型スクリーンを設けることができる。）及び微細目スクリーンをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。

(ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね五十ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。

(ハ) ばつ気型スクリーンは、目幅の有効間隔を三十ミリメートルから五十ミリメートル程度とし、下部に散気装置を設け、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる構造とするほか、除去した汚物等及び砂等を貯留することができる構造とすること。

- (二) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を一ミリメートルから二・五ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とするともに、目幅の有効間隔が五ミリメートル以下のスクリーンを備えた副水路を設けること。
- (ホ) 微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破碎装置と組み合わせること。ただし、処理対象人員が五百人以下の場合においては、この限りでない。
- (ハ) 破碎装置は、汚物等を有効に破碎することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね二十ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。
- (三) 沈砂槽
- (イ) 有効容量は、一時間当たりの最大汚水量の六十分の一に相当する容量以上とすること。ただし、ばつ気装置を設ける場合においては、一時間当たりの最大汚水量の六十分の三に相当する容量以上とし、かつ、消泡装置を設けるものとする。
- (ロ) 槽の底部は、ホッパー型とし、排砂装置を設けること。
- (ハ) 槽の底部から排砂装置により排出された砂等を貯留する排砂槽を設けること。
- (四) 流量調整槽
- (イ) 流量調整槽から移送する一時間当たりの汚水量は、当該槽に流

入する日平均汚水量の二十四分の一の一倍以下となる構造とすること。

(ロ) 汚水を攪拌^{かきま}することができる装置を設けること。

(ハ) 有効水深は、一メートル（処理対象人員が五百一人以上の場合においては、一・五メートル）以上とすること。ただし、槽の底部及び上端から五十センチメートルまでの部分を当該有効水深に含めないものとする。

(ニ) 当該槽において、異常に水位が上昇した場合に、次の槽に有効に汚水を移送することができる構造とすること。

(ホ) ポンプにより汚水を移送する場合には、二台以上のポンプを設けること。

(ヘ) 当該槽に流入する一日当たりの汚水量を計量し、及び記録することができ装置を設けること。

(ト) 当該槽から移送する一時間当たりの汚水量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。

(五) 回転板接触槽

(イ) 三室以上に区分し、汚水が長時間回転板に接触する構造とすること。

(ロ) 有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあつては日平均汚水量の四分の一に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあつては日平均汚水量の六分の一に相当する容量以上とすること。

(ハ) 回転板の表面積は、回転板の表面積一平方メートルに対する一

日当たりの平均の流入水のBOD（以下「日平均流入水BOD」という。）が五グラム以下となるようにすること。

(二) 回転板は、その表面積のおおむね四十パーセントが汚水に接触すること。

(ホ) 回転板は、回転板相互の間隔を二十ミリメートル以上とし、生物膜が付着しやすい構造とすること。

(ヘ) 回転板の円周速度は、一分間につき二十メートル以下とすること。

(ト) 槽の壁及び底部は、回転板との間隔を回転板の径のおおむね十パーセントとする等汚泥の堆積が生じ難く、かつ、汚水が回転板に有効に接触する構造とすること。

(チ) 槽には上家等を設け、かつ、通気を十分に行うことができる構造とすること。

(六) 沈殿槽

(イ) 有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあつては日平均汚水量の六分の一に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあつては日平均汚水量の八分の一に相当する容量以上とすること。
ただし、処理対象人員が九十人以下の場合にあつては、次の表の計算式によつて計算した容量以上とすること。

$$V=2.3+(15q-2.3)(n-50)/40$$

この表において、n、V及びqは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n | 処理対象人員 (単位 人)

V | 有効容量 (単位 立方メートル)

q | 一人当たりの日平均汚水量 (単位 立方メートル)

(ロ) | 槽の水面の面積は、水面積負荷が流量調整槽を設けない場合に
あつては八立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあつて
は十二立方メートル (処理対象人員が五百人を超える部分につい
ては、十五立方メートル) 以下となるようにすること。

(ハ) | 越流せきを設けて沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せ
きの長さは、越流負荷が流量調整槽を設けない場合にあつては三
十立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあつては四十五
立方メートル (処理対象人員が五百人を超える部分については、
五十立方メートル) 以下となるようにすること。

(ニ) | 有効水深は、処理対象人員が百人以下の場合にあつては一メー
トル以上、百一人以上五百人以下の場合にあつては一・五メー
トル以上、五百一人以上の場合にあつては二メートル以上とするこ
と。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー
部の高さの二分の一に相当する長さを当該有効水深に含めないも
のとする。

(ホ) | 槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状
を円形又は正多角形 (正三角形を除く。) とすること。

- (ハ) ホッパーは、勾配を水平面に対し六十度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。
- (ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。
- (チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。
- (七) 消毒槽
- 第一第一号(四)に定める構造とすること。
- (八) 汚泥濃縮貯留槽
- (イ) 汚泥の濃縮により生じた脱離液を流量調整槽へ移送することができる構造とすること。
- (ロ) 有効容量は、流入汚泥量及び濃縮汚泥の搬出計画に見合う容量とし、有効水深は、一・五メートル以上五メートル以下とすること。
- (ハ) 流入管の開口部及び流出管又はバツフルの下端の開口部は、汚泥の固液分離を妨げない構造とすること。
- (ニ) 汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。
- (ホ) 槽内を攪拌することができる装置を設けること。
- (九) 汚泥濃縮設備
- 汚泥濃縮設備は、汚泥を濃縮し、脱離液を流量調整槽へ、濃縮汚泥を汚泥貯留槽へそれぞれ移送することができる構造とし、(イ)又は

(ロ)によること。

(イ) 汚泥濃縮槽

(1) 有効容量は、濃縮汚泥の引抜計画に見合う容量とし、有効水深は、二メートル以上五メートル以下とすること。

(2) 流入管の開口部及び流出管又はバツフルの下端の開口部は、汚泥の固液分離を妨げない構造とすること。

(3) 汚泥かきよせ装置を設ける場合にあつては底部の勾配は百分の五以上とし、当該装置を設けない場合にあつては底部をホッパー型とし、ホッパーの勾配を水平面に対し四十五度以上とする。

(ロ) 汚泥濃縮装置

(1) 汚泥を脱離液と濃縮汚泥とに有効に分離することができる構造とすること。

(2) 濃縮汚泥中の固形物の濃度をおおむね四パーセントに濃縮できる構造とすること。

(イ) 汚泥貯留槽

(イ) 有効容量は、汚泥の搬出計画に見合う容量とすること。

(ロ) 汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。

(ハ) 槽内を攪拌することができる装置を設けること。

二 接触ばつ気方式
前号に定める合併処理浄化槽の構造で同号(五)の回転板接触槽を(一)か

ら(九)までに定める構造の接触ばつ気槽に置き換えた構造としたもの。

二 接触ばつ気方式

第二第二号に定める合併処理浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第二第一号本文中「百一人以上二千人以下であるもの」を

- (一) 二室以上に区分し、汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。
- (二) 有効容量は、有効容量一立方メートルに対する日平均流入水BODが〇・三キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の三分の二に相当する容量以上とすること。
- (三) 第一室の有効容量は、第一室の有効容量一立方メートルに対する日平均流入水BODが〇・五キログラム以下となるようにし、かつ、接触ばつ気槽の有効容量の五分の三に相当する容量以上とすること。
- (四) 有効水深は、一・五メートル以上五メートル以下とすること。
- (五) 有効容量に対する接触材の充填率は、五十五パーセント以上とし、接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等、当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填する。
- (六) 接触材は、生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。

「百人以上であるもの」と、同号の(一)の(ロ)中「計算した数値以上」を「計算した数値に一・一を乗じて得た数値以上」と、同号の(四)の(イ)中「二十四分の一の一・五倍」を「二十四分の一の一・一倍」と、第二号の(二)中「〇・五キログラム」を「〇・三キログラム」と、「五分の二」を「三分の二」と、同号の(三)中「〇・八キログラム」を「〇・五キログラム」と読み替えるものとする。

(七) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をリットルにつき一ミリグラム以上に保持し、かつ、空気量を容易に調整することができる構造とすること。

(八) 各室は、生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜き、沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。なお、ポンプ等により強制的に移送する場において、移送量を調整することができる構造とすること。

(九) 消泡装置を設けること。

三 散水濾床方式

(一)及び(二)に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三)から(六)までに定める構造の流量調整槽、散水濾床、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(七)及び(八)に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が五百一人以上であるもの。

(一) (略)

(二) 沈砂槽

第一号(三)に定める構造とすること。

(三) 流量調整槽

第一号(四)に定める構造とすること。

(四) 散水濾床

三 散水濾床方式

(一)及び(二)に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三)から(六)までに定める構造の流量調整槽、散水濾床、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(七)及び(八)に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が五百一人以上であるもの。

(一) (略)

(二) 沈砂槽

第二第一号の(三)に定める構造とすること。

(三) 流量調整槽

第二第一号の(四)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の(四)の(イ)中「二十四分の一の一・五倍」を「二十四分の一の一倍」と読み替えるものとする。

(四) 散水濾床

- (イ) 濾材の部分の有効容量は、碎石を用いる場合にあつては濾材一立方メートルに対する日平均流入水BODが〇・一キログラム以下、碎石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積一平方メートルに対する日平均流入水BODが三グラム以下となるようにすること。
- (ロ) 濾材の部分の深さは、碎石を用いる場合にあつては一・二メートル以上、碎石以外のものを用いる場合にあつては二・五メートル以上とすること。
- (ハ) 散水量は、碎石を用いる場合にあつては濾材の表面積一平方メートルに対して一日当たり十立方メートル以下、碎石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積一平方メートルに対して一日当たり〇・六立方メートル以上とすること。
- (ニ) 固定ノズル又は回転散水機（回転散水機の散水口と濾材の表面との間隔を十五センチメートル以上としたものに限る。）によつて濾材の表面に均等に散水することができる構造とすること。
- (ホ) 濾材受けの下面と槽の底部との間隔は、三十センチメートル以上とし、かつ、槽の底部の勾配は、五十分の一以上とすること。
- (ヘ) 送気及び排気のための通気設備を設けること。

第二第三号の(一)から(九)までに定める構造に進ずるものとすること。
この場合において、同号の(一)中「〇・七キログラム」を「〇・一キログラム」と、「八グラム」を「三グラム」と読み替えるものとする。

(ト) 濾材には、径が五センチメートル以上七・五センチメートル以下の硬質の碎石又はこれと同等以上に好気性生物膜を生成しやすく、一立方メートル当たりの表面積が八十平方メートル以上、かつ、空隙率が九十パーセント以上であるものを用いること。

(チ) ポンプ升を有し、当該ポンプ升には、浮遊物によつて閉塞しない構造で、かつ、十分な処理能力を有する散水用ポンプを二台以上設けること。

(リ) 分水装置を有し、当該装置は、碎石を用いる場合にあつては日平均汚水量の百パーセントに相当する容量以上、碎石以外のものを用いる場合にあつては濾材の部分の深さが二・五メートルのとき日平均汚水量の二百パーセント以上に相当する容量（濾材の部分の深さが異なる場合においては、当該深さに応じた容量）以上の散水濾床からの流出水をポンプ升へ一日に移送することができる構造とすること。

(五) 沈殿槽

第一号(六)に定める構造とすること。

(六) 消毒槽

第一号(四)に定める構造とすること。

(七) 汚泥濃縮設備

第一号(九)に定める構造とすること。

(八) 汚泥貯留槽

第一号(十)に定める構造とすること。

(五) 沈殿槽

第二号の(六)に定める構造とすること。

(六) 消毒槽

第一号の(四)に定める構造とすること。

(七) 汚泥濃縮設備

第二号の(九)に定める構造とすること。

(八) 汚泥貯留槽

第二号の(十)に定める構造とすること。

四 長時間ばつ気方式

(一)及び(二)に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三)から(六)までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(七)に定める構造の汚泥濃縮貯留槽（処理対象人員が五百人以上の場合においては、(八)及び(九)に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽）を備えた構造で処理対象人員が百一人以上であるもの⁹。

(一) スクリーン

(イ) 荒目スクリーンに細目スクリーン、破砕装置又は微細目スクリーンのいずれかをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンにあつては、流量調整槽の次に設けることができる。

(ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね五十ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。

(ハ) 細目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね二十ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。

四 長時間ばつ気方式

第二第四号に定める合併処理浄化槽の構造に進ずるもの。この場合において、同号本文中「百一人以上二千人以下であるもの」を「百一人以上であるもの」と、同号の(三)中「構造とすること」を「構造に進ずるものとする」と。この場合において、同号の(イ)中「二十四分の一の二・五倍」を「二十四分の一の二倍」と、同号の(ロ)の(イ)中「〇・三キログラム」を「〇・二キログラム（処理対象人員が五百人を超える部分については、〇・三キログラム）」と読み替えるものとする⁹。

- (二) 破碎装置は、汚物等を有効に破碎することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね二十ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。
- (ホ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を一ミリメートルから二・五ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とするともに、目幅の有効間隔がおおむね二十ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。
- (ハ) 微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破碎装置と組み合わせること。
- (ト) 処理対象人員が五百人以下の場合においては、(イ)から(ハ)までにかかわらず、第一号(二)によることができる。
- (二) 沈砂槽
第一号(三)に定める構造とすること。
- (三) 流量調整槽
第一号(四)に定める構造とすること。
- (四) ばつ気槽
(イ) 有効容量は、有効容量一立方メートルに対する日平均流入水BODが〇・二キログラム(処理対象人員が五百人を超える部分については、〇・三キログラム)以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の三分の二に相当する容量以上とすること。

- (ロ) 有効水深は、一・五メートル（処理対象人員が五百一人以上の場合においては、二メートル）以上五メートル以下とすること。ただし、特殊な装置を設けた場合においては、五メートルを超えることができる。
- (ハ) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね一リットルにつき一ミリグラム以上に保持し、かつ、空気を容易に調整することができる構造とすること。
- (ニ) 沈殿槽からの汚泥返送量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。
- (ホ) 消泡装置を設けること。
- (五) 沈殿槽
- (イ) 有効容量は、日平均汚水量の六分の一に相当する容量以上とすること。
- (ロ) 槽の水面の面積は、水面積負荷が八立方メートル（処理対象人員が五百人を超える部分については、十五立方メートル）以下となるようにすること。
- (ハ) 越流せきを設けて沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が三十立方メートル（処理対象人員が五百人を超える部分については、五十立方メートル）以下となるようにすること。
- (ニ) 有効水深は、一・五メートル（処理対象人員が五百一人以上の場合においては、二メートル）以上とすること。ただし、槽の底

部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの二分の一に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。

(ホ) 槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。

(ハ) ホッパーは、勾配を水平面に対し六十度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。

(ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送するとともに、ばつ気槽へ日平均汚水量の二百パーセント以上に相当する汚泥を一日に移送することができる構造とすること。

(チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。

(六) 消毒槽

第一第一号(四)に定める構造とすること。

(七) 汚泥濃縮貯留槽

第一号(八)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(八)中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。

(八) 汚泥濃縮設備

第一号(九)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(九)中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。

(九) 汚泥貯留槽

第一号(十)に定める構造とすること。

五 標準活性汚泥方式

(一)及び(二)に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三)から(六)までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(七)及び(八)に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が五千一人以上であるもの。

(一) スクリーン

前号(一)に定める構造とすること。

(二) 沈砂槽

第一号(三)に定める構造とすること。

(三) 流量調整槽

第一号(四)に定める構造とすること。

(四) ばつ気槽

前号(四)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(イ)中「〇・ニキログラム(処理対象人員が五百人を超える部分については、〇・三キログラム)」を「〇・六キログラム」と、「三分の二」を「三分の一」と、同号(ロ)中「一・五メートル(処理対象人員が五百一人以上の場合においては、二メートル)」を「三メートル」と読み替えるものとする。

(五) 沈殿槽

五 標準活性汚泥方式

第三第五号に定める合併処理浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号の(三)中「構造とすること」を「構造に準ずるものとする。この場合において、第二第一号の(四)の(イ)中「二十四分の一の一・五倍」を「二十四分の一の一」と読み替えるものとする」と読み替えるものとする。

前号(五)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(五)(イ)中「六分の一」を「八分の一」と、同号(五)(ロ)中「八立方メートル(処理対象人員が五百人を超える部分については、十五立方メートル)」を「十八立方メートル」と、同号(五)(ト)中「二百パーセント」を「百パーセント」と読み替えるものとする。

(六) | 消毒槽

第一第一号(四)に定める構造とすること。

(七) | 汚泥濃縮設備

第一号(九)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(九)中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。

(八) | 汚泥貯留槽

第一号(十)に定める構造とすること。

第七 水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽に関して、放流水のBODを一リットルにつき十ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該合併処理浄化槽の構造は、第一号又は第二号に該当し、かつ、第一第四号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一 接触ばつ気・濾過方式

第七 水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽に関して、放流水のBODを一リットルにつき十ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該合併処理浄化槽の構造は、第一号又は第二号に該当し、かつ、第一第四号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一 接触ばつ気・濾過方式

(一)から(六)までに定める構造の接触ばつ気槽、沈殿槽、濾過原水槽、濾過装置、濾過処理水槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、第六の各号に定める尿尿浄化槽の構造から消毒槽を除いたものの後に設けた構造としたもの。ただし、流量調整槽を備えた構造に限る。

(一)～(五) (略)

(六) 消毒槽

第一第一号(四)に定める構造とすること。

二 凝集分離方式

(一)～(三) (略)

(四) 消毒槽

第一第一号(四)に定める構造とすること。

第八 水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽に関して、放流水のBODを一リットルにつき十ミリグラム以下又は放流水の化学的酸素要求量を一リットルにつき十ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該合併処理浄化槽の構造は、第一号又は第二号に該当し、かつ、第一第四号に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一 接触ばつ気・活性炭吸着方式

(一)から(八)までに定める構造の接触ばつ気槽、沈殿槽、濾過原水槽、

(一)から(六)までに定める構造の接触ばつ気槽、沈殿槽、濾過原水槽、濾過装置、濾過処理水槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、第六の各号に定める尿尿浄化槽の構造から消毒槽を除いたものの後に設けた構造としたもの。ただし、流量調整槽を備えた構造に限る。

(一)～(五) (略)

(六) 消毒槽

第一第一号の(四)に定める構造とすること。

二 凝集分離方式

(一)～(三) (略)

(四) 消毒槽

第一第一号の(四)に定める構造とすること。

第八 水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽に関して、放流水のBODを一リットルにつき十ミリグラム以下又は放流水の化学的酸素要求量を一リットルにつき十ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該合併処理浄化槽の構造は、第一号又は第二号に該当し、かつ、第一第四号に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一 接触ばつ気・活性炭吸着方式

(一)から(八)までに定める構造の接触ばつ気槽、沈殿槽、濾過原水槽、

濾過装置、活性炭吸着原水槽、活性炭吸着装置、活性炭吸着処理水槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、第六の各号に定める合併処理浄化槽の構造から消毒槽を除いたものの後に設けた構造としたもの。ただし、流量調整槽を備えた構造に限る。

(一)～(七) (略)

(八) 消毒槽

第一第一号(四)に定める構造とすること。

二 凝集分離・活性炭吸着方式

(一)から(七)までに定める構造の中間流量調整槽、凝集槽、凝集沈殿槽、活性炭吸着原水槽、活性炭吸着装置、活性炭吸着処理水槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、第六の各号に定める合併処理浄化槽の構造から消毒槽を除いたものの後に設けた構造としたもの。

(一)～(六) (略)

(七) 消毒槽

第一第一号(四)に定める構造とすること。

第九 水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽に関して、放流水のBODを一リットルにつき十ミリグラム以下、放流水の窒素含有量を一リットルにつき二十ミリグラム以下又は放流水の燐含有量を一リットルにつき一ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該合併処理浄化槽の構造は、第一号又は第二号に該

濾過装置、活性炭吸着原水槽、活性炭吸着装置、活性炭吸着処理水槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、第六の各号に定める合併処理浄化槽の構造から消毒槽を除いたものの後に設けた構造としたもの。ただし、流量調整槽を備えた構造に限る。

(一)～(七) (略)

(八) 消毒槽

第一第一号の(四)に定める構造とすること。

二 凝集分離・活性炭吸着方式

(一)から(七)までに定める構造の中間流量調整槽、凝集槽、凝集沈殿槽、活性炭吸着原水槽、活性炭吸着装置、活性炭吸着処理水槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、第六の各号に定める合併処理浄化槽の構造から消毒槽を除いたものの後に設けた構造としたもの。

(一)～(六) (略)

(七) 消毒槽

第一第一号の(四)に定める構造とすること。

第九 水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽に関して、放流水のBODを一リットルにつき十ミリグラム以下、放流水の窒素含有量を一リットルにつき二十ミリグラム以下又は放流水の燐含有量を一リットルにつき一ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該合併処理浄化槽の構造は、第一号又は第二号に該

当し、かつ、第一第四号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一 硝化液循環活性汚泥方式

(一)及び(二)に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三)から(九)までに定める構造の流量調整槽、生物反応槽、沈殿槽、中間流量調整槽、凝集槽、凝集沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(十)に定める構造の汚泥濃縮貯留槽（処理対象人員が五百一人以上の場合においては、(十一)及び(十二)に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽）を備えた構造で、処理対象人員が五十一人以上であり、かつ、日平均汚水量が十立方メートル以上であるもの。

(一) (略)

(二) 沈砂槽

第六第一号(三)に定める構造とすること。

(三) 流量調整槽

第六第一号(四)に定める構造とすること。

(四) (略)

(五) 沈殿槽

第六第四号(五)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(五)(ト)中「ばつ気槽」を「脱窒槽」と読み替えるものとする。

当し、かつ、第一第四号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一 硝化液循環活性汚泥方式

(一)及び(二)に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三)から(九)までに定める構造の流量調整槽、生物反応槽、沈殿槽、中間流量調整槽、凝集槽、凝集沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(十)に定める構造の汚泥濃縮貯留槽（処理対象人員が五百一人以上の場合においては、(十一)及び(十二)に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽）を備えた構造で、処理対象人員が五十一人以上であり、かつ、日平均汚水量が十立方メートル以上であるもの。

(一) (略)

(二) 沈砂槽

第二第一号の(三)に定める構造とすること。

(三) 流量調整槽

第二第一号の(四)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の(四)(イ)中「二十四分の一の一・五倍」を「二十四分の一の一・一倍」と読み替えるものとする。

(四) (略)

(五) 沈殿槽

第二第四号の(五)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の(五)(ト)中「ばつ気槽」を「脱窒槽」と読み替えるものとする。

- (六) (略)
- (七) 凝集槽
第七第二号(二)に定める構造とすること。
- (八) (略)
- (九) 消毒槽
第一第一号(四)に定める構造とすること。
- (十) 汚泥濃縮貯留槽
第六第一号(八)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(八)(イ)中「流量調整槽」を「流量調整槽又は脱窒槽」と読み替えるものとする。
- (十一) 汚泥濃縮設備
第六第一号(九)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(九)中「流量調整槽」を「流量調整槽又は脱窒槽」と読み替えるものとする。
- (十二) 汚泥貯留槽
第六第一号(十)に定める構造とすること。
- 二 三次処理脱窒・脱磷方式
- (一) (略)
- (二) (略)
- (三) 凝集槽
第七第二号(二)に定める構造とすること。
- (四) 凝集沈殿槽
第一号(八)に定める構造に準ずるものとする。この場合において

- (六) (略)
- (七) 凝集槽
第七第二号の(二)に定める構造とすること。
- (八) (略)
- (九) 消毒槽
第一第一号の(四)に定める構造とすること。
- (十) 汚泥濃縮貯留槽
第二第一号の(八)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の(八)(イ)中「流量調整槽」を「流量調整槽又は脱窒槽」と読み替えるものとする。
- (十一) 汚泥濃縮設備
第二第一号の(九)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の(九)中「流量調整槽」を「流量調整槽又は脱窒槽」と読み替えるものとする。
- (十二) 汚泥貯留槽
第二第一号の(十)に定める構造とすること。
- 二 三次処理脱窒・脱磷方式
- (一) (略)
- (二) (略)
- (三) 凝集槽
第七第二号の(二)に定める構造とすること。
- (四) 凝集沈殿槽
第一号の(八)に定める構造に準ずるものとする。この場合において

て、同号(ハ)中「汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備」を「沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備」と読み替えるものとする。

(七) 消毒槽

第一第一号(四)に定める構造とすること。

第十 水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽に関して、放流水のBODを一リットルにつき十ミリグラム以下、放流水の窒素含有量を一リットルにつき十五ミリグラム以下又は放流水の燐含有量を一リットルにつき一ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該合併処理浄化槽の構造は、第一号又は第二号に該当し、かつ、第一第四号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一 硝化液循環活性汚泥方式

(一)及び(二)に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に(三)から(十)までに定める構造の流量調整槽、生物反応槽、沈殿槽、中間流量調整槽、脱窒用接触槽、再びつ気槽、凝集槽、凝集沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(十一)に定める構造の汚泥濃縮貯留槽(処理対象人員が五百人以上の場合においては、(十二)及び(十三)に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽)を備えた構造で、処理対象人員が五十一人以上であり、かつ、日平均汚水量が十立方メートル以上であるもの。

いて、同号(ハ)の(ト)中「汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備」を「沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備」と読み替えるものとする。

(七) 消毒槽

第一第一号の(四)に定める構造とすること。

第十 水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽に関して、放流水のBODを一リットルにつき十ミリグラム以下、放流水の窒素含有量を一リットルにつき十五ミリグラム以下又は放流水の燐含有量を一リットルにつき一ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該合併処理浄化槽の構造は、第一号又は第二号に該当し、かつ、第一第四号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一 硝化液循環活性汚泥方式

(一)及び(二)に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に(三)から(十)までに定める構造の流量調整槽、生物反応槽、沈殿槽、中間流量調整槽、脱窒用接触槽、再びつ気槽、凝集槽、凝集沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(十一)に定める構造の汚泥濃縮貯留槽(処理対象人員が五百人以上の場合においては、(十二)及び(十三)に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽)を備えた構造で、処理対象人員が五十一人以上であり、かつ、日平均汚水量が十立方メートル以上であるもの。

- (一) スクリーン
第九第一号(一)に定める構造とすること。
- (二) 沈砂槽
第六第一号(三)に定める構造とすること。
- (三) 流量調整槽
第九第一号(三)に定める構造とすること。
- (四) 生物反応槽
第九第一号(四)に定める構造とすること。
- (五) 沈殿槽
第九第一号(五)に定める構造とすること。
- (六) 中間流量調整槽
第九第一号(六)に定める構造とすること。
- (七) 脱窒用接触槽
第九第二号(三)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(三)(ロ)中「〇・一三キログラム」を「〇・一二キログラム」と、「二十四分の七」を「六分の一」と読み替え、同号(三)(チ)中「沈殿分離槽」を削除するものとする。
- (八) 再びつ気槽
第九第二号(四)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(四)(ハ)中「沈殿分離槽」を削除するものとする。
- (九) 凝集槽

- (一) スクリーン
第九第一号の(一)に定める構造とすること。
- (二) 沈砂槽
第二第一号の(三)に定める構造とすること。
- (三) 流量調整槽
第九第一号の(三)に定める構造とすること。
- (四) 生物反応槽
第九第一号の(四)に定める構造とすること。
- (五) 沈殿槽
第九第一号の(五)に定める構造とすること。
- (六) 中間流量調整槽
第九第一号の(六)に定める構造とすること。
- (七) 脱窒用接触槽
第九第二号の(三)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の(三)(ロ)中「〇・一三キログラム」を「〇・一二キログラム」と、「二十四分の七」を「六分の一」と読み替え、同号の(三)(チ)中「沈殿分離槽」を削除するものとする。
- (八) 再びつ気槽
第九第二号の(四)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の(四)(ハ)中「沈殿分離槽」を削除するものとする。
- (九) 凝集槽

第七第二号(二)に定める構造とすること。

(十) 凝集沈殿槽

第九第一号(Ⅱ)に定める構造とすること。

(十一) 消毒槽

第一第一号(Ⅳ)に定める構造とすること。

(十二) 汚泥濃縮貯留槽

第九第一号(十)に定める構造とすること。

(十三) 汚泥濃縮設備

第九第一号(十一)に定める構造とすること。

(十四) 汚泥貯留槽

第六第一号(十)に定める構造とすること。

二 三次処理脱窒・脱磷方式

第九第二号に定める合併処理浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号(二)の(Ⅱ)中「〇・〇八キログラム」を「〇・〇七キログラム」と、「二分の一」を「十二分の七」と、同号(三)の(Ⅱ)中「〇・一三キログラム」を「〇・一キログラム」と、「二十四分の七」を「二十四分の九」と読み替えるものとする。

第十一 水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽に関して、放流水のBODを一リットルにつき十ミリグラム以下、放流水の

第七第二号の(二)に定める構造とすること。

(十) 凝集沈殿槽

第九第一号の(Ⅱ)に定める構造とすること。

(十一) 消毒槽

第一第一号の(Ⅳ)に定める構造とすること。

(十二) 汚泥濃縮貯留槽

第九第一号の(十)に定める構造とすること。

(十三) 汚泥濃縮設備

第九第一号の(十一)に定める構造とすること。

(十四) 汚泥貯留槽

第二第一号の(十)に定める構造とすること。

二 三次処理脱窒・脱磷方式

第九第二号に定める合併処理浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号の(二)の(Ⅱ)中「〇・〇八キログラム」を「〇・〇七キログラム」と、「二分の一」を「十二分の七」と、同号の(三)の(Ⅱ)中「〇・一三キログラム」を「〇・一キログラム」と、「二十四分の七」を「二十四分の九」と読み替えるものとする。

第十一 水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽に関して、放流水のBODを一リットルにつき十ミリグラム以下、放流水の

窒素含有量を一リットルにつき十ミリグラム以下又は放流水の燐含有量を一リットルにつき一ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該合併処理浄化槽の構造は、第一号又は第二号に該当し、かつ、第一第四号に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一 硝化液循環活性汚泥方式

第十第一号に定める合併処理浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号(七)中「〇・一二キログラム」を「〇・一キログラム」と、「六分の一」を「二十四分の五」と読み替えるものとする。

二 三次処理脱窒・脱磷方式

第九第二号に定める合併処理浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号(ロ)中「〇・〇八キログラム」を「〇・〇六キログラム」と、「二分の一」を「三分の二」と、同号(ハ)中「〇・一三キログラム」を「〇・〇九キログラム」と、「二十四分の七」を「十二分の五」と読み替えるものとする。

第十二 水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽に関して、化学的酸素要求量、浮遊物質質量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）、水素イオン濃度（水素指数）又は大腸菌群数についての排水基準が次の表の(イ)欄に掲げられるように定められている場合においては、当該合併処理浄化槽の構造は、同表(ロ)欄に掲げる構造と

窒素含有量を一リットルにつき十ミリグラム以下又は放流水の燐含有量を一リットルにつき一ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該合併処理浄化槽の構造は、第一号又は第二号に該当し、かつ、第一第四号に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一 硝化液循環活性汚泥方式

第十第一号に定める合併処理浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号(七)中「〇・一二キログラム」を「〇・一キログラム」と、「六分の一」を「二十四分の五」と読み替えるものとする。

二 三次処理脱窒・脱磷方式

第九第二号に定める合併処理浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号(ロ)の(ロ)中「〇・〇八キログラム」を「〇・〇六キログラム」と、「二分の一」を「三分の二」と、同号(ハ)の(ハ)中「〇・一三キログラム」を「〇・〇九キログラム」と、「二十四分の七」を「十二分の五」と読み替えるものとする。

第十二 水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽に関して、化学的酸素要求量、浮遊物質質量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）、水素イオン濃度（水素指数）又は大腸菌群数についての排水基準が次の表の(イ)欄に掲げられるように定められている場合においては、当該合併処理浄化槽の構造は、同表(ロ)欄に掲げる構造と

	四五以下	六〇以下	六〇以下	化学的酸 素要求量 (単位)	浮遊物質 量(単位)	抽出物質 含有量(単位)	ノルマル ヘキサン	(い)	したものとす。
	六〇以下	七〇以下	二〇以下	一リットルにつき ミリグラ ム)	一リットルにつき ミリグラム)	脂類含有 量(単位)	大腸菌群数		
五・八以	下 八・六以	上 五・八以	下 八・六以	水素イオ ン濃度(水素指数)	水素イオ ン濃度(水素指数)	立方センチ メートルに つき個)	構造	(ろ)	したものとす。
第六から第十一ま	下 八・六以	上 五・八以	下 八・六以	以下	三、〇〇〇	以下	第六から第十一ま でのいづれかに定 める構造		

	四五以下	六〇以下	六〇以下	化学的酸 素要求量 (単位)	浮遊物質 量(単位)	抽出物質 含有量(単位)	ノルマル ヘキサン	(い)	したものとす。
	六〇以下	七〇以下	二〇以下	一リットルにつき ミリグラ ム)	一リットルにつき ミリグラム)	脂類含有 量(単位)	大腸菌群数		
五・八以	下 八・六以	上 五・八以	下 八・六以	水素イオ ン濃度(水素指数)	水素イオ ン濃度(水素指数)	立方センチ メートルに つき個)	構造	(ろ)	したものとす。
第六、第七、第八	下 八・六以	上 五・八以	下 八・六以	以下	三、〇〇〇	以下	第二、第三、第六、 第七、第八、第九、 第十又は第十一に定 める構造		

